



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年12月21日金曜日 第2431号

◇ 目次 ◇ 告 示

- 特約業者の指定の取消し.....1106
- 医師の指定.....1106
- 指定居宅サービス事業者の指定.....1106
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....1107
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....1107
- 指定居宅サービス事業の廃止.....1108
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....1108
- 指定介護予防サービス事業の廃止.....1108
- 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1108
- 地籍調査の成果の認証.....1109
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(4件).....1109
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件).....1110
- 解除予定保安林.....1110
- 落札者等の告示.....1110
- 土地改良区役員の就退任の届出.....1110
- 建設業者の許可の取消し.....1111
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....1111
- 土地改良事業の計画の変更の認可.....1112
- 道路の供用開始(県道松山伊予線).....1112
- 開発行為に関する工事の完了.....1112
- 道路の区域変更(県道大洲保内線).....1113
- 道路の供用開始(").....1113
- 道路の供用開始(県道小田柳谷線).....1113
- 道路の区域変更(一般国道378号).....1113

- 道路の供用開始(").....1114
- 道路の区域変更(県道宇和高山線).....1114
- 道路の供用開始(").....1114
- 道路の区域変更(県道宇和明浜線).....1114
- 道路の供用開始(").....1114

公安委員会規則

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....1115

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1513号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
株式会社久保石油店 代表取締役 久保征雄	新居浜市本郷1丁目14番12号	平成24年11月29日

○愛媛県告示第1514号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
そしやく機能障害	耳鼻咽喉科	医療法人あゆみクリニク	佐々木 裕美	今治市高部甲526-1	平成24年12月1日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器機能障害	内科	社会医療法人同心会西条中央病院	城 徳 昌 典	西条市朔日市804番地	平成24年12月1日
肢 体 不 自 由	精神科、神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	安 部 賢 郎	東温市志津川	平成24年12月1日
肢 体 不 自 由	精神科、神経内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 崇 明	東温市志津川	平成24年12月1日

○愛媛県告示第1515号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号 マルマビル1階	平成24年11月1日	訪問入浴介護
ケアプラス株式会社	ケアプラスデイサービスセンター大洲	愛媛県大洲市中村649番地1	平成24年11月1日	通所介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	特定施設入居者生活介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館ショートステイ	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	短期入所生活介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館デイサービスセンター	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	通所介護
合同会社ぐんじょう	訪問介護事業所ひつじが丘	愛媛県新居浜市吉岡町4-33吉岡コーポラス2-D号室	平成24年11月27日	訪問介護
株式会社アコンプリシー	ショートステイ笑歩会保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	平成24年11月29日	短期入所生活介護

○愛媛県告示第1516号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社お茶屋の里	居宅介護支援事業所お茶屋の里	愛媛県新居浜市西の土居町二丁目8番23号	平成24年11月1日	居宅介護支援
合同会社しまなみ福祉創研	居宅介護支援事業所しまなみ	愛媛県今治市伯方町木浦甲3117番地2	平成24年11月10日	居宅介護支援
合同会社ぐんじょう	居宅介護支援事業所ひつじが丘	愛媛県新居浜市吉岡町4-33吉岡コーポラス2-D号室	平成24年11月12日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1517号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア八幡浜	愛媛県八幡浜市江戸岡一丁目8番5号 マルマビル1階	平成24年11月1日	介護予防訪問入浴介護
ケアプラス株式会社	ケアプラスデイサービスセンター大洲	愛媛県大洲市中村649番地1	平成24年11月1日	介護予防通所介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	介護予防特定施設入居者生活介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館ショートステイ	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社さわやか倶楽部	さわやか新居浜館デイサービスセンター	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11-77	平成24年11月1日	介護予防通所介護
合同会社ぐんじょう	訪問介護事業所ひつじが丘	愛媛県新居浜市吉岡町4-33吉岡コーポラス2-D号室	平成24年11月27日	介護予防訪問介護
株式会社アコンプリシー	ショートステイ笑歩会保田	愛媛県宇和島市保田甲981番地1	平成24年11月29日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第1518号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ウィルウェイ	合同会社ウィルウェイ	愛媛県新居浜市船木甲1501番地の1	平成24年9月24日	訪問介護
有限会社永井電器店	有限会社永井電器店	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城2225番地	平成24年11月1日	福祉用具貸与
株式会社日本サンアンドグリーン	サポートあい三芳事業所	愛媛県西条市三芳770番地1	平成24年11月30日	訪問介護

○愛媛県告示第1519号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社日本サンアンドグリーン	サポートあい三芳事業所	愛媛県西条市三芳770番地1	平成24年11月7日	居宅介護支援
株式会社こころ	居宅介護支援事業所こころ	愛媛県新居浜市中村一丁目10番29号	平成24年11月10日	居宅介護支援

○愛媛県告示第1520号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社ウィルウェイ	合同会社ウィルウェイ	愛媛県新居浜市船木甲1501番地の1	平成24年9月24日	介護予防訪問介護
株式会社日本サンアンドグリーン	サポートあい三芳事業所	愛媛県西条市三芳770番地1	平成24年11月30日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第1521号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス伊予大洲店

- 大洲市東大洲777番1 外7筆
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 大 島 秀 昭
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
代表取締役 大 島 秀 昭
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年7月31日

- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,633平方メートル

- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の収容台数
73台
- イ 駐輪場の収容台数
20台
- ウ 荷さばき施設の面積
162平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量
17.38立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

- 2 届出年月日
平成24年11月30日
- 3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1522号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
東温市	明河の一部	平成22年度から平成23年度まで	東温市の地籍図及び地籍簿

- 2 認証年月日
平成24年12月21日

○愛媛県告示第1523号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、宇和島市吉田町沖村地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・沖村地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年12月25日から平成25年1月28日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第1524号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町広見、永野市、東仲及び父野川下並びに北宇和郡松野町延野々、吉野、目黒及び豊岡地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・鬼北・松野地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年12月25日から平成25年1月28日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場本庁及び松野町役場

○愛媛県告示第1525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、北宇和郡鬼北町出目及び父野川中地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・鬼北・松野地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年12月25日から平成25年1月28日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場本庁

○愛媛県告示第1526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、

北宇和郡鬼北町吉波、西仲、東仲及び内深田並びに北宇和郡松野町吉野及び豊岡地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・鬼北・松野地区）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年12月25日から平成25年1月28日まで
- 3 縦覧場所
鬼北町役場本庁及び松野町役場

○愛媛県告示第1527号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町大瀬東2125、2151から2153まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1528号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 保安林予定森林の所在場所
喜多郡内子町南山1160の1、1177、1178の2、1191の1、1193、1194の1
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1529号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
大洲市長浜町出海丙8の5
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1530号

次のとおり落札者を決定した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
高電圧試験実習装置 2式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成24年11月30日	株式会社日進機械松山支店 愛媛県松山市余戸南三丁目6番27号	22,890,000円	一般競争入札	平成24年10月12日

○愛媛県告示第1531号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道前平野土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年12月21日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 宏 太 郎	西条市大町244番地4

○愛媛県告示第1532号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 8 columns: 許可番号, 許可年月日, 商号又は名称, 代表者氏名, 主たる営業所の所在地, 取消年月日, 取り消した建設業の種類, 取消しの原因となった事実. Contains 3 rows of permit cancellation data.

○愛媛県告示第1533号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県中予保健所長 竹之内 直 人

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地
取締役社長 木下孝幸
2 工場の名称及び所在地
ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地
3 特定施設に関する事項

脱水施設

Table with 2 columns: 特定施設の種類の能力, 工事の着手予定年月日, 使用開始の予定年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要. Includes water quality data for the facility.

Table with 2 columns: 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム), 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム), りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム), 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル). Lists standard and maximum values for various water quality indicators.

4 汚水等の処理施設に関する事項

Table with 4 columns: 設置年月日, 処理施設の種類の型式構造, 処理施設の主要寸法, 処理施設の能力, 汚水等の処理の方式, 処理施設の使用時間間隔, 処理施設の1日当たりの使用時間, 処理施設の使用の季節的変動の概要, 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値. Details the wastewater treatment facility specifications.

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 400 最大 500	通常 15 最大 20
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 50 最大 60	通常 8 最大 10
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 8 最大 10	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 241 最大 258.7	通常 241 最大 258.7

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 309 最大 411.3

(2) 第6排水口(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 741 最大 908.7

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1534号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、東温市上村土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成24年12月11日認可した。

平成24年12月21日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

○愛媛県告示第1535号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山伊予線	松山市古川南二丁目1111番8から 同市古川南二丁目1141番29まで	平成24年12月21日

○愛媛県告示第1536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年12月21日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
24中局建(開)第37号 平成24年12月4日	伊予市下吾川字北野454番1	伊予市下吾川1154番地 新井勝美

○愛媛県告示第1537号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地61番9	旧	メートル 5.0~6.9	キロメートル 0.009	
			新	13.2~15.9	0.009	

○愛媛県告示第1538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地61番9	平成24年12月21日

○愛媛県告示第1539号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田柳谷線	喜多郡内子町本川3736番5	平成24年12月21日

○愛媛県告示第1540号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年12月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町垣生甲1450番16地先から 同町朝立1番耕地16番14地内まで	旧	メートル 3.8~25.2 11.0~20.0	キロメートル 0.840 0.600	
			新	11.0~20.0	0.600	

○愛媛県告示第1541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	378号	西予市三瓶町垣生甲1450番16地先から 同町朝立1番耕地16番14地内まで	平成24年12月21日

○愛媛県告示第1542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和高山線	西予市明浜町高山乙592番6から 同町高山乙593番6まで	旧	メートル 12.5～17.5	キロメートル 0.105	
			新	20.0～38.0	0.105	

○愛媛県告示第1543号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和高山線	西予市明浜町高山乙592番6から 同町高山乙593番6まで	平成24年12月21日

○愛媛県告示第1544号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地413番8地先から 同町俵津2番耕地430番4地先まで 西予市明浜町俵津2番耕地413番19から 同町俵津2番耕地430番4地先まで	旧	メートル 5.0～17.0	キロメートル 0.290	
			新	6.8～31.5	0.290	

○愛媛県告示第1545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成24年12月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和明浜線	西予市明浜町俵津2番耕地413番19から 同町俵津2番耕地430番4地先まで	平成24年12月21日

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月21日

愛媛県公安委員会委員長 亀 岡 マリ子

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																																				
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（処分に係る通知の方法）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書類を交付して行うものとする。</p>			<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）及び国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57条。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（処分に係る通知の方法）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる処分の通知は、同表の右欄に掲げる書類を交付して行うものとする。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法第7条第1項の規定による認定の取消し（以下「<u>認定の取消し</u>」という。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示（以下「<u>指示</u>」という。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令（以下「<u>営業停止命令</u>」という。）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令（以下「<u>営業廃止命令</u>」という。）</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	項	左 欄	右 欄	1	省略		2	法第7条第1項の規定による認定の取消し（以下「 <u>認定の取消し</u> 」という。）	省略	3	法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示（以下「 <u>指示</u> 」という。）	省略	4	法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令（以下「 <u>営業停止命令</u> 」という。）	省略	5	法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令（以下「 <u>営業廃止命令</u> 」という。）	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項</th> <th>左 欄</th> <th>右 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>法第7条第1項の規定による認定の取消し</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>法第22条第1項 _____ の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>法第23条第1項 _____ の規定による営業の停止命令</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>法第24条第1項 _____ の規定による営業の廃止命令</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>			項	左 欄	右 欄	1	省略		2	法第7条第1項の規定による認定の取消し	省略	3	法第22条第1項 _____ の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示	省略	4	法第23条第1項 _____ の規定による営業の停止命令	省略	5	法第24条第1項 _____ の規定による営業の廃止命令	省略
項	左 欄	右 欄																																					
1	省略																																						
2	法第7条第1項の規定による認定の取消し（以下「 <u>認定の取消し</u> 」という。）	省略																																					
3	法第22条第1項又は第25条第2項第1号の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示（以下「 <u>指示</u> 」という。）	省略																																					
4	法第23条第1項又は第25条第2項第2号の規定による営業の停止命令（以下「 <u>営業停止命令</u> 」という。）	省略																																					
5	法第24条第1項又は第25条第2項第3号の規定による営業の廃止命令（以下「 <u>営業廃止命令</u> 」という。）	省略																																					
項	左 欄	右 欄																																					
1	省略																																						
2	法第7条第1項の規定による認定の取消し	省略																																					
3	法第22条第1項 _____ の規定による自動車運転代行業の業務に関し必要な措置をとるべき指示	省略																																					
4	法第23条第1項 _____ の規定による営業の停止命令	省略																																					
5	法第24条第1項 _____ の規定による営業の廃止命令	省略																																					
<p>（処分に係る公表）</p> <p>第4条 認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の処分を行った場合は、認定証番号、自動車運転代行業者の名称又は記号、主たる営業所が所在する市町、処分年月日、処分内容、処</p>																																							

分理由、根拠法令及び処分を行った公安委員会を公表するものとする。ただし、当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合又は法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の同意若しくは法第23条第2項の規定による要請に際し、国土交通大臣から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、この限りでない。

第5条 省略

第6条 省略

様式第4号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項

の規定により次のとおり指示します。

第1号

省略

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第5号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項

の規定により次のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

第2号

省略

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第6号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項

の規定により自動車運転代行業の廃止を命じます。自動車運転代行業の廃止を命ずる理由は、次のとおりです。

第3号

省略

注 不要の文字は、横線で消すこと。

様式第7号（第5条関係）

省略

注 省略

第4条 省略

第5条 省略

様式第4号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22条第1項の規定により次のとおり指示します。

省略

様式第5号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条第1項の規定により次のとおり自動車運転代行業の停止を命じます。

省略

様式第6号（第3条関係）

省略

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項の規定により自動車運転代行業の廃止を命じます。自動車運転代行業の廃止を命ずる理由は、次のとおりです。

省略

様式第7号（第4条関係）

省略

注 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。